

令和6年度

犬山市水道水質検査計画書

犬山市都市整備部水道課

令和6年度水道水質検査計画書

令和6年3月
水道事業体等名:犬山市水道事業

当水道事業では、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。

平成16年度から、水道法水質基準が改正されたことにより、水道法施行規則が改正され、水道事業者が実施しようとする水質検査の計画書をあらかじめ作成し、需要者に情報提供(公表)することが定められました。

当水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

見た水道の概要 水質管理面から	浄水場(配水場)系統水	10 系統																						
	使用水源	表流水(1箇所)、深井戸水(10井)、愛知県用水供給事業からの净水																						
	主な浄水処理	表流水を凝集、沈殿、ろ過、井戸水を消毒して給水。一部系統は、バッキ処理																						
	自己検査の状況	水道法水質基準項目は、自己検査はできない。																						
	水質管理担当職員数	水質管理専門職員はいなく、施設管理受託職員が水質管理を含めて担当。(職員数5名)																						
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">3本の使用井戸は以前トリクロロエチレンが水道法水質基準を超えて検出されたため、バッキ処理を行い、低減化のうえ、給水している。井戸によっては、pHが低いため、苛性ソーダを注入している。																							
水質検査 基本方針	<ul style="list-style-type: none">安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、3年に1回は検査を行う。 【水道法施行規則の規定】<table border="1"><thead><tr><th>回 数</th><th colspan="2">内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1箇月に1回以上</td><td colspan="2">9項目</td></tr><tr><td rowspan="3">3箇月に1回以上</td><td>低減不可</td><td>12項目</td></tr><tr><td>基準値の2/10以下</td><td>1年に1回に低減化</td></tr><tr><td>基準値の1/10以下</td><td>3年に1回に低減化</td></tr><tr><td rowspan="2">1箇月に1回以上</td><td>基準値の5/10以下</td><td>水源状況等により省略可</td></tr><tr><td>臭いの発生時期のみ月1回以上。</td><td>省略可能。</td></tr><tr><td colspan="2">定期及び臨時の検査(給水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法水質基準項目について、年1回水質検査を行う。受水浄水については、受水地点で、供給側が検査を行うため、実施しない。</td><td>2項目</td></tr></tbody></table>			回 数	内 容		1箇月に1回以上	9項目		3箇月に1回以上	低減不可	12項目	基準値の2/10以下	1年に1回に低減化	基準値の1/10以下	3年に1回に低減化	1箇月に1回以上	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可	臭いの発生時期のみ月1回以上。	省略可能。	定期及び臨時の検査(給水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法水質基準項目について、年1回水質検査を行う。受水浄水については、受水地点で、供給側が検査を行うため、実施しない。		2項目
回 数	内 容																							
1箇月に1回以上	9項目																							
3箇月に1回以上	低減不可	12項目																						
	基準値の2/10以下	1年に1回に低減化																						
	基準値の1/10以下	3年に1回に低減化																						
1箇月に1回以上	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可																						
	臭いの発生時期のみ月1回以上。	省略可能。																						
定期及び臨時の検査(給水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法水質基準項目について、年1回水質検査を行う。受水浄水については、受水地点で、供給側が検査を行うため、実施しない。		2項目																						
毎日検査の実施	<ul style="list-style-type: none">色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を浄水場系統毎に、毎日、1回行う。検査は、土・日・祝祭日を含めて、株式会社エージェンシーに委託して行う。																							
臨時の水質検査の実施	<ul style="list-style-type: none">水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施する。<ul style="list-style-type: none">実施項目 ア.毎月検査項目(9項目)<必ず実施>イ.その他必要とする項目																							
水質基準項目検査	<ul style="list-style-type: none">水質基準項目に係る検査は、厚生労働大臣指定の検査機関に委託して行う。採水は、犬山市水道事業職員が立ち会い、検査機関職員が採水し、検査機関職員が水質検査所まで搬送し、検査を行う。																							
検査結果の公表	<ul style="list-style-type: none">水質検査成績書及び毎日検査の記録は、水道事務所で整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしていること。年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合は、その旨、水質基準に適合していなかった場合は、その結果及び講じた措置等を犬山市広報紙に、掲載することにより、広く需要者に水質検査結果に係る情報を提供する。																							
その他	<ul style="list-style-type: none">水質管理目標設定項目の検査については、水系毎の個別表による。原水の水質検査については、原水計画書による。																							

(令和6年度)水道水質検査年次計画表・総括表

* 1 様式2-(6)の番号と整合をとる。

*2 総水源数とともに、浄水受水の水源数を（ ）内に再掲で記入する。

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	白山浄水場		
水源種別	表流水		
浄水処理方法	凝集、沈殿、ろ過、塩素消毒		
給水人口	約13,800人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で年1回確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他		

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	城東浄水場		
水源種別	深井戸水(3井)		
浄水処理方法	苛性ソーダ注入(Ph調整)、塩素消毒		
給水人口	約3,300人		
水質管理上の留意事項	1 原水のpHが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスパリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で年1回確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他			

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	今井配水池			
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約600人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域の箇所として確認を行う。	
	基準項目検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナatrium、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。	
	年3回			
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する。		

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

净水場系統名	前原配水池		
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水		
净水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約4,900人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市字杣下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市字杣下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。
	年3回		
	その他	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	緑ヶ丘配水池		
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水		
浄水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約200人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、次回は令和7年度に検査予定である。
	年3回		
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する。	

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	羽黒浄水場			
水源種別	深井戸水(3井)			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約11,200人			
水質管理上の留意事項	1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含むため、浄水中のトリクロロエチレン濃度と原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスピリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。			
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域の箇所として確認を行う	
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、眞の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。	
	年2回	トリクロロエチレン	浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。	
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム及びその化合物、鉄、銅、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。	
	年3回	ジエオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。	
	その他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。		

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	楽田浄水場			
水源種別	深井戸水(3井)			
浄水処理方法	バッキ処理、塩素消毒			
給水人口	約6,100人			
水質管理上の留意事項	1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含み、バッキ処理により除去しており、除去効果の確認と、原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスピリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。			
採水箇所	毎日検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域の箇所として確認を行う	
	基準項目検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。	
	年2回	トリクロロエチレン	バッキ処理を行っているため浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。	
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。	
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)、	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。	
	その他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。		

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	楽田東部浄水場		
水源種別	深井戸水(1井)		
浄水処理方法	苛性ソーダ注入(PH調整)、塩素消毒		
給水人口	約420人		
水質管理上の留意事項	1 原水のpHが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、次回は令和7年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他			

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	犬山配水場		
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水		
浄水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約26,400人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、次回は令和7年度に検査予定である。
	年3回		
	その他	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和6年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	四季の丘配水池		
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水		
浄水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約4,900人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市大字塔野地字田口洞21-10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市大字塔野地字田口洞21-10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	年1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和3年度に検査を行っているため、次回は令和6年度に検査予定である。
	年3回		
	その他	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する	

令和6年度 犬山市水道事業水質検査業務委託 実施工程表

水質検査実施水系施設

①白山浄水場

③今井配水

④前原配水池

⑤緑ヶ丘配水池

⑥羽黒浄水場

⑦ 楽田浄水

⑧ 楽

上部淨水場

⑩犬山配水場

⑩四季の上

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：①白山浄水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年				・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年				・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年				・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年				・フッ素及びその化合物は、過去3年間に
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年				基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年				・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年				
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年				
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年				
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年				
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年				
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年				
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年				
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年				
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年				
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年				
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年				
基40	蒸発残留物	500				1回/3年				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年				
基42	ジェオスマシン	0.00001	○			3回/1年	○	○	○	
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年				
基45	フェノール類	0.005				1回/3年				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象しない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・原水が河川水などの番号の目5の1, 2-ジクロロエタンから目8と目21は省略する。
目4	削除					0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目3: ニッケル
目6	削除					0				目13: ジクロロアセトニトリル
目7	削除					0				目14: 抱水クロラール
目8	トルエン	0.4				0				目22: 有機物質(KMnO4)
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				目28: 従属栄養細菌
目10	亜塩素酸	0.6				0				・目15の農薬類及び目1、目2、目9、目20、目31は県の原水のデータを利用出来るようにする。
目11	削除					0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ②城東浄水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年				・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年				・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年				・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/1年				・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、過去3年に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年				・硬度及び蒸発残留物は、過去3年に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年				・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年				
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			4回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/1年				
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年				
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年				
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年				
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年				
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年				
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年				
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	○	○	○	
基24	シクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年				
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年				
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年				
基42	ジエオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年				
基45	フェノール類	0.005				1回/3年				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0				12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年	○			管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				1回/3年	○			・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除				0					目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年	○			目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除				0					目14: 抱水クロラール
目7	削除				0					目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				1回/3年	○			目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				1回/3年	○			・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。
目10	亜塩素酸	0.6			0					(羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。)
目11	削除				0					・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目12	二酸化塩素	0.6			0					
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				1回/3年	○			
目16	残留塩素	1.0			0					
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100			0					
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20		○		1回/1年	○	○	○	
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				1回/3年	○			
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年	○			
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年	○			
目24	蒸発残留物	30-200			0					
目25	濁度	1			0					
目26	pH	7.5			0					
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0		○		1回/3年	○			
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				1回/1年	○			
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1			0					
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/3年	○			

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ③今井配水池

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			○	・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年			○	・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年			○	4回/1年 (基本頻度) とする。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年			○	・カビ臭物質については、省略する。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年			○	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年			○	
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年			○	
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年			○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/1年			○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年			○	
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年			○	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年			○	
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年			○	
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年			○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年			○	
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			○	
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年			○	
基40	蒸発残留物	500				1回/3年			○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年			○	
基42	ジェオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年			○	
基45	フェノール類	0.005				1回/3年			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目4	削除					0				・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目3: ニッケル
目6	削除					0				目13: ジクロロアセトニトリル
目7	削除					0				目14: 抱水クロラール
目8	トルエン	0.4				0				目22: 有機物質(KMnO4)
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				目28: 従属栄養細菌
目10	亜塩素酸	0.6				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目11	削除					0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ④前原配水池

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			・は、過去3年に
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カビ臭物質については、省略する。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年内に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	○			
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/1年	○			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○			4回/1年	○	○	○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年	○			
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジエオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除					0				目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除					0				目14: 抱水クロラール
目7	削除					0				目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				0				目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目10	亜塩素酸	0.6				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑤緑ヶ丘配水池

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・カビ臭物質については、省略する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・カニ素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年		○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年		○		
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジエオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除					0				目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除					0				目14: 抱水クロラール
目7	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006				0				目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				0				目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目10	亜塩素酸	0.6				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ⑥羽黒浄水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カリウム・マグネシウム等(硬度)は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			・トリクロロエチレンは、原液において検出されているため、安全確認のため2回/1年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			4回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年	○			
基13	ニウム及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				2回/1年	○	○	○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6				4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	○	○	○	
基24	シクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/1年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/1年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジエオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0				12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年		○		管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				1回/3年		○		・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除				0					目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年		○		目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除				0					目14: 抱水クロラール
目7	削除				0					目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				1回/3年		○		目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				1回/3年		○		・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。
目10	亜塩素酸	0.6			0					(羽黒、栗田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。)
目11	削除				0					・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目12	二酸化塩素	0.6			0					
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				1回/3年		○		
目16	残留塩素	1.0			0					
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100			0					
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20		○		1回/1年	○	○	○	
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				1回/3年		○		
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年		○		
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年		○		
目24	蒸発残留物	30-200			0					
目25	濁度	1			0					
目26	pH	7.5			0					
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				1回/3年		○		
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				1回/1年		○		
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1			0					
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/3年		○		

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ⑦楽田浄水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			カルシウム・マグネシウム等(硬度)は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			・アレジンによる低減化処置を行っているため、安全確認のため2回/1年とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			1回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年	○			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				2回/1年	○	○	○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	○	○	○	
基24	シクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/1年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジェオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0				12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年			○	管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				1回/3年			○	・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除				0					目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				1回/3年			○	目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除				0					目14: 抱水クロラール
目7	削除				0					目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				1回/3年			○	目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				1回/3年			○	・目15の農薬類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。
目10	亜塩素酸	0.6			0					(羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。)
目11	削除				0					・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目12	二酸化塩素	0.6			0					
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				1回/3年				
目16	残留塩素	1.0			0					
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100			0					
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				1回/3年				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				1回/3年				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年				
目24	蒸発残留物	30-200			0					
目25	濁度	1			0					
目26	pH	7.5			0					
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				1回/3年				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				1回/1年				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1			0					
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/3年			○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ⑧ 楽田東部浄水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・蒸発残留物は、過去3年間に
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		基準値の2%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カドミウム・マグネシウム等(硬度)は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			1回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年		○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	シクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジェオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度		○		12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度	○			12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除					0				目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除					0				目14: 抱水クロラール
目7	削除					0				目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				0				目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				1回/1年	○	○	○	
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/3年			○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ⑨犬山配水場

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・カビ臭物質については、省略する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		・ヒ素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年		○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/1年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年		○		
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジエオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除					0				目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除					0				目14: 抱水クロラール
目7	削除					0				目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				0				目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目10	亜塩素酸	0.6				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設 : ⑩四季の丘

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				4回/1年	○	○	○	・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カビ臭物質については、省略する。
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・カッ素及びその化合物については、過去3年に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			
基9	亜硝酸態窒素	0.04				4回/1年	○			
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	○			
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4-ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/1年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年	○			
基40	蒸発残留物	500				1回/3年	○			
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジェオスミン	0.00001				0				
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8-8.6				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R6年度	R7年度	R8年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度
目2	ウラン	0.002P				0				・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。
目4	削除					0				目3: ニッケル
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004				0				目13: ジクロロアセトニトリル
目6	削除					0				目14: 抱水クロラール
目7	削除					0				目22: 有機物質(KMnO4)
目8	トルエン	0.4				0				目28: 従属栄養細菌
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08				0				・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。
目10	亜塩素酸	0.6				0				・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類*	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10-100				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	3	○			1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30-200				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1~0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1-ジクロロエタン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

原水の水質検査項目と検査頻度

検査項目	検査地点	浄水場原水												合計	検査項目・頻度に関する基本的考え方			
		河川水		地下水														
		白山浄水場 原水	城東浄水場			羽黒浄水場			楽田浄水場			楽田東部 浄水場						
			1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	11				
基準項目	一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	原水の水質検査は、検査地点の特徴や状況に合わせて検査項目・頻度を設定するが基本的には次のとおりとする。 検査項目 ・白山浄水場原水は河川水なのでレベル4として扱う。基準項目については消毒副生成物を除いた全項目、管理目標設定項目としては水処理に関する項目(アンモニア態窒素)を検査する。また、クリプトスピリジウム等による汚染に対する対策としてクリプトスピリジウム及びジアルジア、指標菌(大腸菌(MPN)、嫌気性芽胞菌)検査を行う。			
	大腸菌	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41				
	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	シアノ化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	トリクロロエチレン	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	17				
	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	pH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
	濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11				
その他の項目	アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	＜基準項目、管理目標設定項目＞ ・年1回を原則とするが、過去の検査結果等から月1回にまで頻度を高める。 ＜クリプトスピリジウム等検査＞ 原水が河川水である白山浄水場については、1回/年の頻度で検査する。 原水が地下水である他の浄水場については、全ての井戸について、4回/年を基本頻度とする。なお、地下水原水については、指標菌検査と同時に大腸菌群についても検査することとする。			
	侵食性遊離炭酸	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10				
	大腸菌(MPN)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
	嫌気性芽胞菌	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41				
	大腸菌群	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41				
	クリプトスピリジウム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
	ジアルジア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				